

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例

令和5年2月22日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

(費用の負担)

第6条 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 特定個人情報の開示請求において、広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項に規定する費用の額を減額し、又は免除することができる。

(運用状況の公表)

第7条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第20号。）第1条に規定する兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の規則を定めようとする場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第11条第3項及び第12条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の前日に旧条例第13条、第25条又は第30条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前にお

いて旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に規定する者が、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を、同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 第3項第1号に規定する者が、前条の規定の施行前においてその職権を濫用して、同条の規定の施行後に専らその職務の用以外の用に供する目的で旧条例第46条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 前3項の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）」を「並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」に改める。

第2条第1号中「個人情報保護条例第2条第2号」を「個人情報保護法施行条例第2条第2項」に、「実施機関を」を「実施機関並びに議会を」に改め、同条第2号中「及び個人情報保護条例第2条第5号」を削り、「公文書」の次に「及び法第60条第1項に規定する行政文書等」を加え、同条第3号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項」に改める。

第3条第1項第2号中「個人情報保護条例第35条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同項第3号中「個人情報保護条例」を「個人情報保護法施行条例」に改め、同項第4号を第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 議会個人情報保護条例第45条に規定する審査請求に関して議会の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による議会の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

第8条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第12条中「又は個人情報保護条例第24条第1項」を「、個人情報保護法施行条例第6条又は議会個人情報保護条例第30条第2項」に改める。